



秋田県公報

目次

告示	ページ
秋田県健康増進交流センター利用料金の変更の承認(二二〇・健康対策課)	1
国土調査の指定(二二一・農山村振興課)	2
農用地土壌汚染対策地域の指定解除(二二二・二二四・水田総合利用課)	3
秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(二二五・水産漁港課)	10
保安林の指定の解除(二二六・森林整備課)	11
松くい虫のまん延防止のための措置命令(二二七・森林整備課)	12
争議行為の予告(二二八・労働政策課)	12
道路区域の変更(二二九・二二〇・道路環境課)	13
道路の供用開始(二二二・道路環境課)	14
字の区域の設置(二二三・市町村課)	14

一 宿泊室の利用料金

区	分		使用の単位	利用料金の額
	A	B		
小学校児童及び中学生徒	一般	一般	一人	三、一五〇円
	一般	一般	一人	四、四一〇円
	一般	一般	一人	三、三六〇円
	一般	一般	一人	二、七三〇円
小学校児童及び中学生徒	一般	一般	一人	三、三八五円
	一般	一般	一人	三、三六〇円
	一般	一般	一人	三、三六〇円
	一般	一般	二人	二、七三〇円

字の区域の変更(二二三・市町村課)……………14

秋田県新旅費システム構築業務についての企画提案書の提出(人事課)……………14

一般競争入札の実施(学術振興課)……………16

県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)……………17

選挙管理委員会告示……………17

政治団体の収支に関する報告書の修正について(三五)……………17

個人演説会を開催することができる施設の指定解除(三六)……………18

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(三七)……………18

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(三八)……………18

公安委員会告示……………19

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(二八)……………19

内水面漁場管理委員会告示……………20

第五種共同漁業権に係る増殖量(一、二)……………20

告示

秋田県告示第二百十号

秋田県健康増進交流センター条例(平成九年秋田県条例第十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり秋田県健康増進交流センターの利用料金の変更を承認したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。
平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 調査の種類
地籍調査
- (二) 指定年月日
平成十六年三月三日
- (三) 調査を行う者の名称
大館市
- (四) 調査地域
大館市大字花岡町の一部及び大字粕田の一部
- (五) 調査期間
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
- (一) 調査の種類
地籍調査
- (二) 指定年月日
平成十六年三月三日
- (三) 調査を行う者の名称
男鹿市
- (四) 調査地域
男鹿市五里合大字中石の一部
- (五) 調査期間
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
- (一) 調査の種類
地籍調査
- (二) 指定年月日
平成十六年三月三日
- (三) 調査を行う者の名称
天王町
- (四) 調査地域
南秋田郡天王町大字天王の一部
- (五) 調査期間
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
- (一) 調査の種類
調査の種類

- (二) 地籍調査
指定年月日
平成十六年三月三日
- (三) 調査を行う者の名称
河辺町
- (四) 調査地域
河辺郡河辺町大字畑谷の一部、大字豊成の一部及び大字戸島の一部
- (五) 調査期間
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
- (一) 調査の種類
地籍調査
- (二) 指定年月日
平成十六年三月三日
- (三) 調査を行う者の名称
大森町
- (四) 調査地域
平鹿郡大森町大字上溝の一部
- (五) 調査期間
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

秋田県告示第二百十二号

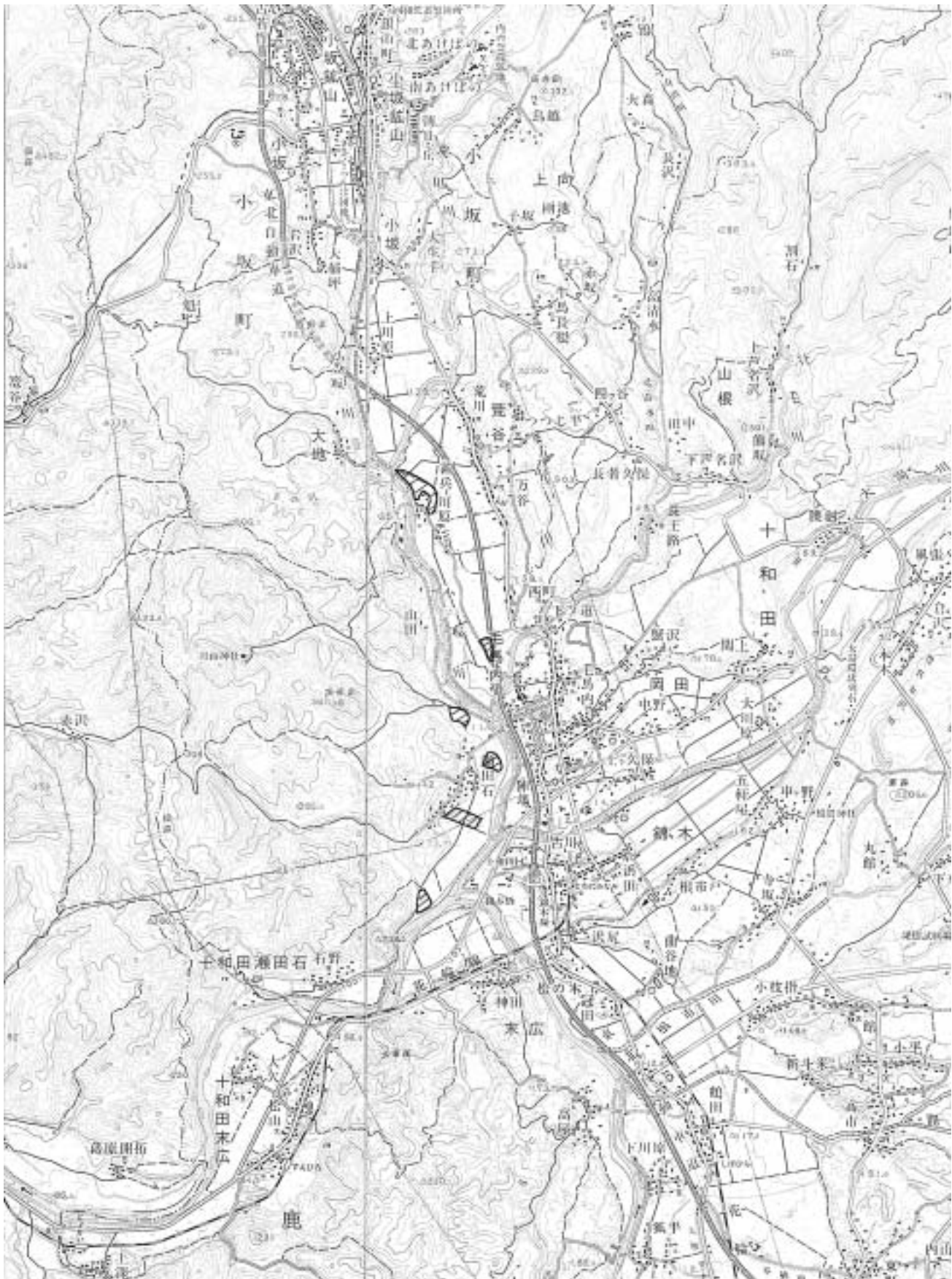
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）第四条第一項の規定により、鹿角地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定を次のとおり解除したので、同条第二項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 指定解除年月日 平成十六年三月四日
 - 二 解除地域 別図に斜線で示した地域
- （詳細図面は、農林水産部水田総合利用課及び鹿角市産業部農政課に備え置いて縦覧に供する。）





秋田県告示第二百十三号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第四条第一項の規定により、比内地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定を次のとおり解除したので、同条第二項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定解除年月日 平成十六年三月四日

二 解除地域 別図に斜線で示した地域

（詳細図面は、農林水産部水田総合利用課及び比内町農林課に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二百十四号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第四条第一項の規定により、福島・北原地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定を次のとおり解除したので、同条第二項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、
公告する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定解除年月日 平成十六年三月四日

二 解除地域 別図に斜線で示した地域

（詳細図面は、農林水産部水田総合利用課並びに増田町産業建設課、十文字町農政課および平鹿町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。）



秋田県告示第二百十五号

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 本県の水産業は、昭和二十年代後半から五十年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和五十年に三万四千トン、生産額では昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかつてはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

(二) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきた。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応への重大な支障となるおそれがある。

(三) 県は、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年では八タハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(四) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の確な把握に努めることとする。

- (五) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
 - (六) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
 - (七) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。
- 二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県について定められた数量に関する事項
- (一) 平成十五年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。
 - (1) すけとつたら 平成十五年四月から平成十六年三月まで 若干
 - (2) まあじ 平成十五年一月から十二月まで 若干
 - (3) ずわいがに 平成十五年七月から平成十六年六月まで 二十六トン
 - (4) するめいか 平成十五年一月から十二月まで 若干
 - (二) 平成十六年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。
 - (1) すけとつたら 平成十六年四月から平成十七年三月まで 若干
 - (2) まあじ 平成十六年一月から十二月まで 若干
 - (3) ずわいがに 平成十六年七月から平成十七年六月まで 二十三トン
 - (4) するめいか 平成十六年一月から十二月まで 若干
- 三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項
- (一) すけとつたら

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(二) まがれい

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(三) ずわいがに

かご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(四) するめいか

五トン未満漁船によるいかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、漁獲規制については従来どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

四 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

平成十六年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量 (隻口)
まがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第一種漁業)	秋田県沖合	平成十六年九月一日から同年十月三十一日まで	七百十三隻口

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成十六年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量 (隻口)
まがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第一種漁業)	秋田県沖合	平成十六年九月一日から同年十月三十一日まで	七百十三隻口

六 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、農林水産省が作成した「日本海北部まがれい資源回復計画」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所	全 面 積	保安林面積	保安林解除
---------------	-------	-------	-------

山本郡	峰浜村	目名瀧	大沼	一〇〇の一	三、五〇〇	〇・三五〇〇	〇・三五〇〇	〇・三五〇〇	飛砂の防備 兼公衆の保 健	指定理由の消滅
郡市	町村	大字	字	地番	台帳	見込み	見込み	面積見込み	指定の目的	解除の理由
						(平方メートル)	(ヘクタール)	(ヘクタール)		

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡峰浜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百十七号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第三条第一項第五号に掲げる命令をすることで、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 区域及び期間

- (一) 区域 秋田市、能代市、横手市、本荘市、男鹿市、湯沢市、大曲市、山本郡琴丘町、八森町、山本町、八竜町及び峰浜村、南秋田郡五城目町、昭和町、八郎瀧町、飯田川町、天王町、井川町、若美町及び大瀧村、河辺郡河辺町及び雄和町、由利郡仁賀保町、金浦町、象潟町、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町及び大内町、仙北郡神岡町、西仙北町、角館町、六郷町、中仙町、田沢湖町、協和町、南外村、仙北町、西木村、太田町、千畑町及び仙南村、平鹿郡増田町、平鹿町、雄物川町、大森町及び山内村並びに雄勝郡稲川町、雄勝町、羽後町、東成瀬村及び皆瀬村

(二) 期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

(一)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、三に掲げ

る措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

秋田県告示第二百十八号

平成十六年三月三日中通病院労働組合執行委員長草皆千枝子から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、公表する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

(一) 賃金増額に関すること。

(二) 職員増員に関すること。

(三) 労働条件の改善に関すること。

二 日時

平成十六年三月十五日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

秋田市中通五丁目九番二十二号

秋田市南通みその町三番十五号

秋田市中通六丁目一番五十八号

秋田市土崎港北六丁目一番五号

秋田市南通みその町四番十七号

秋田市仁井田瀧中町二番四十一号

秋田市中通六丁目十四番十八号

医療法人明和会本部
中通総合病院

中通リハビリテーション病院

及び中通歯科診療所

港北中通診療所

中通健康クリニク

ふき健診クリニック

南通訪問看護ステーション

及び南通在宅介護支援センター

一 道路の種類

秋田市土崎港北三丁目十一番七号
 秋田市仁井田新田三丁目一番十五号
 秋田市新屋勝平町三番二十一号
 秋田市手形十七流十番十一号
 秋田市榎山登町三番十八号
 大曲市上栄町四番三三号
 大曲市上栄町一番九号
 大曲市栄町十三番六十三号
 大曲市日の出町二丁目三番二十七号

港北訪問看護ステーション
 仁井田訪問看護ステーション
 割山訪問看護ステーション
 手形訪問看護ステーション
 中通高等看護学院
 大曲中通病院
 大曲中通歯科診療所
 大曲訪問看護ステーション
 大曲みなみクリニック

四 概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第二百十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

一般国道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
百一号	百一号	百一号	山本郡峰浜村沼田字砂坂九番一地先から四番一地先まで		九・八〇〇〇～一三・八〇〇〇	〇・三二七
百一号	百一号	百一号	"		一〇・〇〇〇〇～二〇・四〇〇〇	〇・三二七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年三月十二日から同月二十五日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百二十号

一 道路の種類

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
横手東成瀬線	横手東成瀬線	横手東成瀬線	雄勝郡東成瀬村岩井川字長平三〇番一地先から二九番一地先まで	A 雄勝郡東成瀬村岩井川字長平三〇番一地先から二九番一地先まで	四・四〇〇〇～一・三五	〇・〇四七	
横手東成瀬線	横手東成瀬線	横手東成瀬線	雄勝郡東成瀬村岩井川字長平三〇番一地先から二九番一地先まで	B	四・五〇〇〇～六・〇〇〇〇	〇・〇五三	
横手東成瀬線	横手東成瀬線	横手東成瀬線	雄勝郡東成瀬村岩井川字長平三〇番一地先から二九番一地先まで		四・四〇〇〇～一・三五	〇・〇四七	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年三月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第二百二十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年三月十二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百五号	北秋田郡森吉町米内沢字鶴田岱一四九番一 地先から一七二番六地先まで

一 供用開始の期間 平成十六年三月十二日
 二 供用開始の期日 平成十六年三月十二日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年三月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第二百二十二号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、大館市の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月十二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

字 名	設 定 区 域
大館市芦田字上大茂内沢	大館市雪沢字大茂内沢外二国有林二林班、八林班の全域
大館市雪沢字上長木沢	大館市雪沢字長木沢国有林二七林班、五五林班、五六林班、六〇林班の全域

大館市雪沢字上支根刈	大館市雪沢字長木沢国有林七〇林班、七八林班の全域
------------	--------------------------

秋田県告示第二百二十三号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、大館市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月十二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大館市大茂内外二字大茂内沢外二国有林一〇九林班、一一五林班の全域	大館市雪沢字又右工門沢

公 告

秋田県新旅費システム構築業務について企画提案書の提出を求め、次のとおり公告する。
 平成十六年三月十二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 企画提案書の提出を求める事項
- (一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)(の名称 秋田県新旅費システム構築業務)
- (二) 公告業務の内容 秋田県における旅費支給事務の効率化、省力化を図るため、旅費支給システムの設計開発を行う。
- (三) 履行場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁
- (四) 履行期限 平成十六年九月三十日(木)
- 二 企画提案書を提出する者に必要な資格

- 企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格（以下「提出資格」という。）を有すると知事に認定されたものとする。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - (三) 提出資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者
- 三 提出資格の認定の手続
- (一) 提出資格の認定の申請
 - 企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。
 - 提出書類及び提出部数
 - (1) 次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書（以下「申請書」という。）
 - 二部
 - ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号
 - イ 申請の日における職員数及び専門分野別技術職員の資格等
 - ウ 申請の日までに履行した公告業務と同種のシステム構築業務の履行内容
 - エ 公告業務の履行体制（担当者の職、資格、経験等）
 - 提出方法
 - 持参し、又は郵送すること。
 - 提出期間
 - (3) 平成十六年三月十二日（金）から同月十九日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着）とする。
 - 提出場所
 - (4) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王丁四丁目一番一号
秋田県総務局人事課（電話〇一八 八六〇 一〇四六）
 - 提出資格の認定の時期
 - (二) 平成十六年三月下旬
 - 提出資格の認定の結果の通知
 - (三) 提出資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。

- (四) 提出資格の認定を受けられなかつた者に対する理由の説明
 - (1) 提出資格の認定を受けられなかつた者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を(4)の場所に提出しなければならない。
 - (2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があつた日から七日以内に書面により回答する。
- 四 企画提案書の提出手続
- (一) 提出書類
 - 次に掲げる事項を記載した企画提案書（A四版横長用紙、横書き、左とじ）十部
 - (1) 提案するシステムの概要
 - (2) ソフトウエアの内容
 - (3) ハードウエアの内容
 - (4) システムの開発方法
 - (5) システムの維持管理の方法
 - (6) 経費の概算額及びその内訳
 - 提出方法
 - 持参し、又は郵送すること。
 - (二) 提出期間
 - (三) 平成十六年四月一日（木）から同月十六日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着）とする。
 - (四) 提出場所
 - (五) 別途指定するので、七（五）に照会すること。
 - (五) 最優秀提案者の選定等
 - (一) 選定に関し審査する事項
 - (1) 企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
 - (2) 公告業務に関する説明書の理解度並びに企画提案書の内容の的確性、創造性及び実現性
 - (3) 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性
 - (4) 公告業務を履行する能力
 - (5) 公告業務と同種の業務に係る実績

- (5) 公告業務の履行に係る経費の額
- (二) 選定方法
 - (1) 次により、第一段階及び第二段階の選定を行う。ただし、提案者が少数である場合等においては、第一段階の選定を行わないことがある。
 - 第一段階
 - (1) 提出された企画提案書を審査し、優秀なものを五件程度選定する。
 - 第二段階
 - (2) 第一段階で選定された企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。
 - (3) 選定の時期
 - (1) 選定は、平成十六年四月二十八日(水)までに行う。
 - (4) 選定の結果の通知
 - (1) 選定の結果については、書面により速やかに通知する。
 - (5) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
 - (1) 選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする提案者は、(四)の通知を受けた日から七日以内に、説明を求めの旨を記載した書面を(四)の場所に提出しなればならない。
 - (2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があった日から十日以内に書面により回答する。
- 六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所
 - (一) (3)及び(3)と同じ。
 - (二) (3)及び(3)と同じ。
- 七 その他
 - (一) この公告に係る手続において使用する言語及び通過日本語及び日本国通貨
 - (1) 提出された企画提案書は、返却しない。
 - (2) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
 - (3) 最優秀提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。
 - (4) 問い合わせ先
 - (1) 秋田県総務局人事課給与班(電話〇一八 八六〇 一〇四六)
 - (2) 秋田県総務部総務課企画・行政改革班(電話〇一八 八六〇 一〇六二)
- 八 概要
 - (一) Subject matter

- Proposals for the creation of a traveling expenses payment system
 - (2) Deadline for the submission of proposals
 - 5:15 P.M. 16 April, 2004
 - (3) Contact information
 - Personnel Division, General Affairs Department, Akita Prefectural Government, TEL 018-860-1046, General Affairs Division, General Affairs Department, Akita Prefectural Government, TEL 018-860-1062
 - 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan
- 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十六年三月十二日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 調達する役務の名称及び数量
 - 秋田県立大学短期大学部学生寮給食業務委託 一式
 - (二) 調達案件の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間
 - 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
 - (四) 履行場所
 - 南秋田郡大潟村字南二丁目二番地 秋田県立大学短期大学部学生寮
 - 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 二百人以上の給食業務を受託した実績を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所
 - 郵便番号〇一〇 〇四四四 南秋田郡大潟村字南二丁目二番地
 - 秋田県立大学事務局大潟事務室総務班(電話〇一八五 四五 二〇二六)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を除き、平成十六年三月十二日(金)から同月十八日(木)までの期間の午前九時から午後五時までの間、(一)に掲げる場所で交付する。
 - 四 入札執行の日時及び場所等

- (一) 平成十六年三月二十五日(木) 午前十時 秋田県立大学短期大学部管理棟二階大会議室
- (二) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成十六年三月二十五日(木) 午前十時 三(一)に掲げる場所

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十二条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、二(二)の実績を有することを証する書類を平成十六年三月十八日(木)までに三(一)に掲げる場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、秋田市仁井田本町一丁目三番二十号上村清助ほか十五人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(仁井田堰地区ため池等整備事業)計画書の写し

- 二 縦覧期間 平成十六年三月十五日から同年四月九日まで
- 三 縦覧場所 秋田市御野場地域センター、河辺町役場及び雄和町役場

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、地域経済研究会から修正の報告があったので政治団体の収支に関する報告書の一部を次のとおり修正する。

平成十六年三月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

(平成十五年秋選管告示第百六十号) 報告書の要旨 資金管理団体の特定パーティーの概要欄中

(地域経済研究会)

2002在竹のつひせ新春フォーラム

24,749,790

2,475

シャインプラザ平安閣

を

(地域経済研究会)

2002在竹のつひせ新春フォーラム

24,749,790

2,475

シャインプラザ平安閣

に改める

報告書の要旨 資金管理団体の特定パーティーの対価に係る収入の内訳欄中

(地域経済研究会) 2002在竹のつひせ新春フォーラム	法人その他の の団体	秋田県医師政治連盟	1,000,000
		秋田市支部	1,000,000
(社)秋田市建設業 協会	ばっけの会	協会	1,500,000
			1,500,000

秋田市	を	(地域経済研究会) 2002在竹のじひせ新館フォーラム	法人その他 の団体	(社)秋田建設 協会
"			政治団体	秋田県医師政治連 秋田市委部
"			はっけの会	

1,500,000	秋田市
1,000,000	"
1,500,000	"

に改める

秋選管告示第三十六号
 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規程により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨能代市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

施設の名称 能代市常盤生活 改善センター	施設の所在地 能代市常盤字堂回百十一番地	指定解除年月日 平成十六年三月一日
----------------------------	-------------------------	----------------------

秋選管告示第三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年

年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十六年三月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三〇六
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、五四九

秋選管告示第三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)次のとおりである。

平成十三年九月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、五一八
能代市	一四、七四六
横手市	一〇、九三〇
大館市	一八、一五四
本荘市	一一、一三七
男鹿市	八、三九九
湯沢市	九、三八七
大曲市	一〇、六六五
鹿角市鹿角郡	一一、六四四
北秋田郡	一八、〇四二
山本郡	一三、三六五
南秋田郡	一九、八五四
河辺郡	五、二〇九
由利郡	二〇、八八五
仙北郡	三一、七七五
平鹿郡	一八、五〇五

秋田県 111 田中

秋田県公安委員会告示第28号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施
行令（昭和33年政令第33号）第5条の7第2項の規定に基づき、公表する。
平成16年3月12日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 実施年月日
平成16年4月27日（火）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱
いについて5時間実施する。
- 4 受講定員
40人
- 5 受講申込みに必要な書類
(1) 受講申込書 2通
(2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で
大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
(1) 申込み用紙の交付
各受付場所において交付する。
(2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）
第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成15年3月12日（金）から4月21
日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。
(3) 受付場所
住所地为管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講
習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全課生活保安課危険物対策係
（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全（生活保安）係
に問い合わせること。

内水面漁場管理委員会告示第1号

秋田県内水面漁場管理委員会告示第1号
内水面における増殖事業の推進を図るため、平成十六年度の第五種共同漁業権魚種
に係る増殖量について、次のとおり定めたと公告する。
平成十六年三月十二日

秋田県内水面漁場管理委員会委員長 中 橋 豊

漁業協同組合	免許番号	魚 種										
		あ kg	ゆ 千尾	いわ 千尾	な 千尾	やま め kg	こ kg	い kg	ふ kg	な や つ め な ぎ	に じ ま す 千尾	さ く ら ま す 千尾
雄勝漁業協同組合	内共 1号	400	15	100								3
皆瀬川筋漁業協同組合	内共 2.3号	500	50	50	150	50						3
成瀬川漁業協同組合	内共 4号	200	40	50	30	30						3
雄物川上流漁業協同組合	内共 5号	250	3	10	330	20	100					3
県南漁業協同組合	内共 6号	300	3	3	1,050	50	150					3
横手川漁業協同組合	内共 7号	200	10	10	330	20	250					3
仙北漁業協同組合	内共 8号	100	9	20	1,000	50						7
仙北中央漁業協同組合	内共 9号	80	10	10	500	100	100					5
北仙漁業協同組合	内共 10号	1,680	20	80	240	50	100					3
仙北西部漁業協同組合	内共 11号	300	10	10	350	150	200					3
岩見川漁業協同組合	内共 12号	900	20	150	450	50	200					3
鹿角市河川漁業協同組合	内共 13号	150	80	5								3
比内町漁業協同組合	内共 14号	120	100	100	50	50	50					5
小坂町漁業協同組合	内共 15号		5	5								1
大館市漁業協同組合	内共 16号	110	15	10	180	20	100	5				4
田代町漁業協同組合	内共 17号	300	10	15	50	50	100					3
鷹巣町漁業協同組合	内共 18号	200	10	10	50	10						2
阿仁川漁業協同組合	内共 19号	600	30	30	50	10	500					3
萩形ダム漁業協同組合	内共 20.21号	90	12	12	150	30			1	100		3
粕毛漁業協同組合	内共 22号	400	20	40	280	20						3
能代市常盤川漁業協同組合	内共 23号	53		15			100					1
子吉川水系漁業協同組合	内共 24号	785	16	26	2,000	100	500					5
矢島町漁業協同組合	内共 25号	250	5	5	50	50	100					2
八森町真瀬川漁業協同組合	内共 26号	70	20	10								1
馬場目川漁業協同組合	内共 27号	100	20	5	100							4
田沢湖町漁業協同組合	内共 28号	250	15	5	65	10						1
合 計		8,388	548	786	7,455	920	2,550	6	100			80

秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号
 十和田湖における増殖事業の推進を図るため、平成十六年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公告する。

平成十六年三月十二日

秋田県内水面漁場管理委員会 会長 伊藤 彊

農内共第一号	免許番号		
十和田湖増殖漁業協同組合	漁業協同組合名		
ひめます こい ふな えび さくらます	魚種		
七〇万尾 十万尾 五万尾 十六箇所 一万尾	増殖量		

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄